

高知市公害防止条例施行規則 改正事項注釈（案）

別表 1

1. 日本標準産業分類小分類番号について、平成 25 年 10 月改定版に準拠する旨を追記。
2. 工場等番号 13 日本標準産業分類（平成 5 年度改正）小分類番号 129 その他の食料品製造業を新旧対照表（案）のとおり改める。
うち細分類 すし・弁当・調理パン製造業，レトルト食品製造業を新設とする。
3. 工場等番号 19, 20, 21 それぞれ日本標準産業分類（平成 5 年度改正）小分類番号 141 製紙業，小分類番号 142 紡績業，小分類番号 143 ねん糸製造業を新旧対照表（案）のとおり改める。
うち細分類 炭素繊維製造業を新設とする。
4. 工場等番号 82 日本標準産業分類（平成 5 年度改正）小分類番号 258 骨材・石工品等製造業を新旧対照表（案）のとおり改める。
うち細分類 再生骨材製造業を新設とする。
5. 工場等番号 123 日本標準産業分類（平成 5 年度改正）小分類番号 569 その他の飲食料品小売業のうち，料理品小売業及び豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（製造小売）を新旧対照表（案）のとおり改める。
うち細分類 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）については除外とする。
6. 工場等番号 134 日本標準産業分類（平成 5 年度改正）小分類番号 766 スポーツ施設提供業を新旧対照表（案）のとおり改める。
うち細分類 フィットネスクラブを新設とする。
7. 工場等番号 34 日本標準産業分類（平成 5 年度改正）小分類番号 159 その他の繊維製品製造業を新旧対照表（案）のとおり改める。
うち細分類 毛布製造業を新設とする。
8. 工場等番号 117 日本標準産業分類（平成 5 年度改正）小分類番号 349 他に分類されない製造業を新旧対照表（案）のとおり改める。
うち細分類 眼鏡製造業（枠を含む）を新設とする。

9. 工場等番号 125 日本標準産業分類（平成5年度改正）小分類番号 601 食堂，レストランを新旧対照表（案）のとおり改める。

うち細分類 料亭を新設とする。

10. 工場等番号 83 日本標準産業分類（平成5年度改正）小分類番号 259 その他の窯業・土石製品製造業を新旧対照表（案）のとおり改める。

うち細分類 石綿製品製造業を削除する。

11. その他別表1に規定する工場等についての，日本標準産業分類改正に伴う分類変更及び分類名称，番号の変更について，新旧対照表（案）のとおり改める。

別表4の1

1. カドミウム及びその化合物の許容限度を新旧対照表（案）のとおり改める。

2. トリクロロエチレンの許容限度を新旧対照表（案）のとおり改める。

3. 1,1-ジクロロエチレンの許容限度を新旧対照表（案）のとおり改める。

4. ほう素及びその化合物を新設するとともに，許容限度について新旧対照表（案）のとおり定める。

5. ふっ素及びその化合物を新設するとともに，許容限度について新旧対照表（案）のとおり定める。

6. アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物を新設するとともに，許容限度について新旧対照表（案）のとおり定める。

7. 1,4-ジオキサンを新設するとともに，許容限度について新旧対照表（案）のとおり定める。

別表4の2

1. 亜鉛含有量の許容限度を新旧対照表（案）のとおり改める。

2. 弗素含有量を削除する。

3. 但し書きについて新旧対照表のとおり改める。